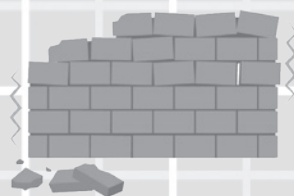


4月から
新制度
スタート

あなたの家 いつも通る道 本当に安全ですか？！



危険ブロック塀の 除却補助制度をご活用ください

珠洲市では地震・強風などによる塀の倒壊事故を未然に防止し、市民のみなさんの安全を確保するため、危険ブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。

珠洲市ブロック塀等除却事業補助金【平成 31 年 4 月 1 日施行】

■補助対象(以下全てに該当するもの)

- ①危険なブロック塀など(ブロック塀の点検のチェックポイントに不適合であるもの)
- ②道路面からの高さが70センチメートルを超えるもの
- ③指定する道路に面するもの

■補助額

- ①撤去費用の2分の1以内(上限10万円)
- ②撤去後、新たな塀などを設置する費用の2分の1以内(上限10万円)

■ブロック塀の点検のチェックポイント

外観で下記1～5をチェックし、一つでも不適合がある場合や分からないことがあれば、下記までご相談ください。

- 1. 塀の高さは地盤から2.2m以下か
- 2. 塀の厚さは10cm以上か(塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合):塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上の長さが突き出ていること
- 4. コンクリートの基礎があるか
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか

<専門家に相談しましょう>

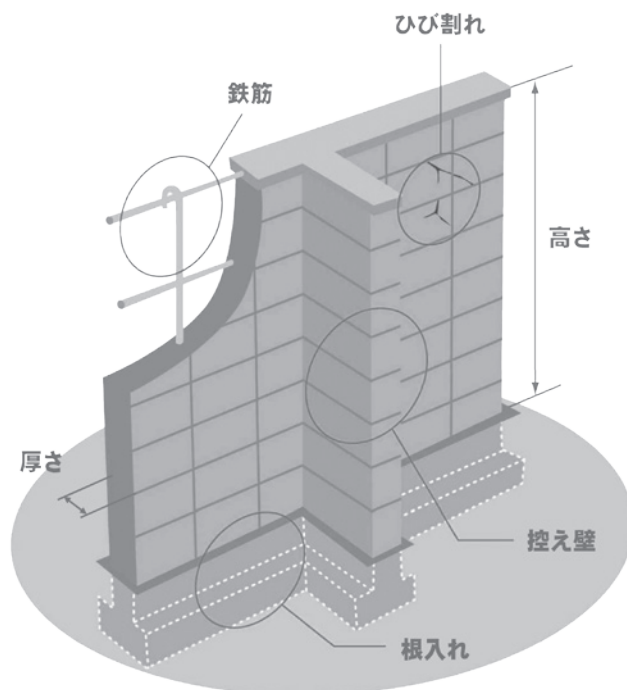
- 6. 塀に鉄筋が入っているか、基礎の根入れ深さは十分か

※組構造(レンガ造り、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か
- 2. 塀の厚さは十分か
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上の長さ突き出た控え壁はあるか
- 4. 基礎があるか
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か



図出典:パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1 より一部改変



問い合わせ・ご相談は…

■建設課建築住宅係 ☎(82)7756